平成２６年（フ）第７８８号
堺市北区新金岡町５丁３番327号　ハーツ新金岡101号、前住所堺市西区鳳西町２丁17番地１　セントネージュ壱番館203号
債務者　赤松　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１２号
堺市北区中長尾町４丁２番22―305号、前住所大阪市住吉区遠里小野３丁目１番12―１Ｅ号
債務者　藤川　梨恵（旧姓杣山）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８８９号
堺市西区山田１丁1149番地　エンフィールド山田Ⅱ203号、前住所堺市西区山田３丁1034番地19
債務者　細川　龍次
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９０２号
堺市西区浜寺石津町東２丁５番３―101号、前住所大阪府大阪狭山市今熊４丁目690番地の８
債務者　村山　真歩
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９２５号
堺市北区南花田町526―１　ノール・パルクヴェールⅡ201、住民票上の住所堺市北区野遠町477番地３
債務者　松川　　智
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
奈良県大和高田市大字奥田383番地３
債務者　南本　利春
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地18―502、前住所福岡県大野城市若草１丁目４番１号　ドリーム若草Ⅱ101号
債務者　野口　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
奈良県大和高田市礒野北町５番３号
債務者　大畑　有香
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
奈良県橿原市曽我町1159番地の１　みなづきハイツ201号室
債務者　新子　昌義
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
盛岡市加賀野２丁目７番31号　小林第二アパート３号、旧住所岩手県花巻市大迫町内川目第４地割22番地
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５４号
群馬県館林市千代田町１番17号
債務者　飯島　　緑
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２２５号
静岡県富士宮市大中里460番地
債務者　海野　健次
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２８６号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字須賀花4969番地４
債務者　浅井　和成
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３８１６号
大阪府摂津市千里丘６丁目５番５―516号
債務者　小野　　了
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３１号
大阪市大正区平尾１丁目８番16―811号、前住所大阪市大正区平尾１丁目９番27―305号
債務者　井澤　浩行
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４６号
大阪府枚方市楠葉野田１丁目43番11―106号
債務者　薄墨　啓太
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部